

番号	分類	質問内容	回答
1	共通 認定申請	新築の事業所はいつからトップレベル事業所の申請ができますか。	<p>特定地球温暖化対策事業所に指定された年度からトップレベル事業所の認定申請は可能です。</p> 
2	共通 不合格要件の数	トップレベル事業所の不合格要件数について、評価項目の区分Ⅰ～ⅢとⅣ・Ⅴでそれぞれ設定されていますが、それぞれの認定区分(Diamond、Gold、Silver)でいくつまで不合格要件の数が許容されるのか教えてください。	<p>それぞれの認定区分(Diamond、Gold、Silver)における必須要件のうち、不合格要件の数は以下の通りです。</p> <p><b>トップレベル事業所Diamond:</b> 不合格要件に該当するものの数が0</p> <p><b>トップレベル事業所Gold:</b> 不合格要件に該当するものの数がⅠ～Ⅲで0、ⅣとⅤで合計2以内</p> <p><b>トップレベル事業所Silver:</b> 不合格要件に該当するものの数がⅠ～Ⅲで合計2以内、ⅣとⅤで合計2以内 ただし、最も古い建物の竣工年度が平成24年度(2012年度)以前の認定申請事業所にあっては、 不合格要件に該当するものの数がⅠ～Ⅲで合計4以内、ⅣとⅤで合計2以内</p>
3	共通 押印	第四計画期間からのオンラインによる書類の提出について、申請書の押印は継続して必要でしょうか。	オンラインでご提出される場合は、押印が不要となります。システムでご申請が可能となった際は、別途、ご案内させていただく予定です。
4	共通 認定事業所一覧	トップレベル事業所に認定された事業所は、東京都のHPIに毎年度ごとに示されていますが、今現在トップレベル事業所に認定されている事業所の一覧を確認できるサイト等がありますか。	<p>令和4年10月に開催された第1回 優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会の参考資料4に令和3年度末時点のトップレベル認定事業所が紹介されております。</p> <p><a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/overview/4th_toplevel/1st_committee.html">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/overview/4th_toplevel/1st_committee.html</a></p> <p>令和4年度の認定事業所につきましては、次の「優良特定地球温暖化対策事業所の認定実績」のページにて確認が可能です。</p> <p><a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/toplevel/certification.html">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/toplevel/certification.html</a></p> <p>また、以下のページからダウンロードできるエコサポート2023のp44で令和4年度末時点のトップレベル事業所一覧表(事業所名称のみ)が確認できます。</p> <p><a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/eco_support/index.html">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/eco_support/index.html</a></p> <p>なお、令和6年3月下旬に、令和5年度認定事業所の紹介と合わせて、令和5年度末時点の認定事業所の一覧を「優良特定地球温暖化対策事業所の認定実績」のページに掲載予定です。</p>

トップレベル事業所 質問・回答(第四計画期間)

(共通)2024/4/1

番号	分類	質問内容	回答
5	共通	削減義務率減少率	トップレベル事業所の区分が3区分となりましたが、それぞれの経過装置としての削減義務率減少率を教えてください。
			経過措置としての削減義務率減少率は、認定区分ごとに異なり、以下となります。 トップレベル事業所Silver: 4/5 トップレベル事業所Gold: 3/5 トップレベル事業所Diamond: 義務率減少無し なお、削減義務率の減少を受けている場合は、超過削減量の発行上限の撤廃の措置は受けられませんので、ご注意ください。
6	評価項目	II 2.1	評価項目「II 2.1高性能な建物外皮の導入」について、事業所の内に複数の建物があり、年間熱負荷係数PAL*と年間熱負荷係数PALの計算結果が混在している場合、それぞれの延床面積の比率を入力するとなっていますが、事業所内に複数の建物が無い場合等は入力不要でしょうか？
			ご質問の御理解のとおりと考えております。
7	評価項目	IV 1.1	評価項目「IV 1.1太陽光発電システムの導入」について、オフサイトの再生可能エネルギー電力量が20MWh/年以上の場合は必須項目が一般項目になるということですが、認定ガイドラインに記載はされていますか。
			評価項目「IV 1.1太陽光発電システムの導入」の緩和措置の欄に記載がございますので、ご確認ください。
8	評価項目	IV 3.1	再生可能エネルギー電気はどのような電気でしょうか？
			再生可能エネルギー電気とは、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気とし、非化石証書を組み合わせた電力メニューで契約された電気を含むものとしています。また、非化石証書を組み合わせた電力メニューで契約された電気の場合、非化石証書を充当した電気分のみを評価対象とすることとしています。なお、バイオマス発電による電気の場合は、そのバイオマス燃料について資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」中、「3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築」に沿った燃料での発電による電気を評価対象としています。また、バイオマス燃料と化石燃料を混焼させる設備の年間電力量は、バイオマス燃料及び化石燃料等の合計定格エネルギー消費量に占めるバイオマス燃料の定格エネルギー消費量の割合を乗じたものを評価対象とください。
9	評価項目	IV 3.2	評価項目「IV 3.2 追加性等のある再生可能エネルギー電気の購入」について、判断基準(1)に「ア.再生可能エネルギー発電設備が2010年度以降に発電開始されたものである。」と記載されており、評価項目「IV 2.1 オフサイトの再生可能エネルギー発電設備の導入」の判断基準(4)にも同じ内容の記載があるが、IV 2.1で評価対象となるものがIV 3.2でも評価できるという認識でよろしいでしょうか。
			IV 2.1で評価するものは自己託送やフィジカルPPA、バーチャルPPAにより、事業所が自ら設置した再生可能エネルギー発電設備から受けた電力量です。それに対してIV 3.2で評価するものは小売電気事業者等から供給された再生可能エネルギー電気の利用量となります。
10	評価項目	IV 4.2	評価項目「IV 4.2 デマンドレスポンスに対応した設備の導入」において、蓄熱システムを有しており、夏のピーク調整契約を締結している場合、下げDRとして認められますか。
			蓄熱システムによるピーク調整契約も下げDRIに対応したシステムとして認めるように考えています。
11	評価項目	V 1.1	評価項目「V 1.1 ゼロエミッション化へのロードマップの策定」について、2050年までにどのようなことを実施すれば良いのでしょうか。
			認定申請事業所のCO2排出量が2050年までに実質ゼロとなるように、事業所内での取組の他、IV 2. 1 オフサイトの再生可能エネルギー発電設備、IV 3. 1 再生可能エネルギー電気の購入等を含めたゼロエミッション化への実現性のあるロードマップの策定を行ってください。

トップレベル事業所 質問・回答(第四計画期間)

(共通)2024/4/1

番号	分類	質問内容	回答
12	評価項目	V 1.2	<p>評価項目「V 1.2 ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化へのロードマップの策定」について、V 1.1との違いは小売電気事業者からの再生可能エネルギー電気の購入やオフサイト再エネ(PPAなど)などを考慮せず、事業所内での省エネ、オンサイトの再エネ設備による電力のみでロードマップを策定するという理解で良いでしょうか。</p> <p>ご質問の御理解のとおりと考えております。</p>
13	評価項目	V 1.5	<p>評価項目「V 1.5 再生可能エネルギー電気の利用割合」の判断基準の(2)において「(ウ)再生可能エネルギー電気の購入」のみの対策をしていた場合、評価項目「IV 3.1 再生可能エネルギー電気の購入」での購入割合と同じになると理解しておりますが、そのような理解で良いでしょうか。</p> <p>ご質問の御理解のとおりと考えております。</p>
14	評価項目	V 2.1 V 3.1	<p>説明会資料の中で、「V 2.1 気候変動への適応」や「V 3.1 持続可能な低炭素資材等の導入」については、建築物環境計画書の改定案と同様の評価としているとあったが、改めて2017年以降の建築物環境計画書のフォーマットで建築物環境計画書を作成する必要がありますか。</p> <p>V 2.1やV 3.1の評価に関しては、改めて2017年以降の建築物環境計画書のフォーマットで建築物環境計画書を作成する必要はありません。認定ガイドラインの各評価項目の解説における、取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準の内容で評価を行ってください。</p> <p>なお、II性能に関する事項を建築物環境計画書の評価結果を用いて評価する場合、建築物環境計画書が2017年度以降の様式で作成されている必要があります。II性能に関する事項を建築物環境計画書の評価結果を用いて評価する場合は、その他の要件もありますので、認定ガイドラインをご確認ください。</p>
15	評価項目	V 3.1	<p>評価項目「V 3.1 持続可能な低炭素資材等の導入」、躯体材料以外に採用する低炭素資材・リサイクル材の判断基準について、エコマーク商品やグリーン購入法適合商品などが対象でしょうか。また、「躯体材料以外」の部分の評価については、設備機器等も評価対象としてよろしいでしょうか？</p> <p>ご質問の通り、躯体材料以外に採用する低炭素資材・リサイクル材の判断基準についてはエコマーク商品やグリーン購入法適合商品が対象となります。ただし、躯体材料以外とは、什器、家具類を除いた建物仕上げ(壁、床、天井)等に利用されているものを対象としていますので、設備機器等で利用されている場合は評価対象とならないケースもありますので、ご注意ください。</p>
16	評価項目	V 3.4	<p>評価項目「I 1.3 環境認証の取得」でCASBEE認証が評価対象となっており、評価項目「V 3.4 ウェルネスに関する環境認証の取得」でもCASBEE ウェルネスオフィス認証が評価対象となっているが、CASBEE ウェルネスオフィス認証を取得している場合、どちらの評価項目でも”取得”を選択できるでしょうか。</p> <p>CASBEEウェルネスオフィス認証は第四計画期間より「I 1.3環境認証の取得」から「V 3.4ウェルネスに関する環境認証の取得」に移行しておりますので、CASBEE ウェルネスオフィス認証はV 3.4で評価をしてください。</p>